

# ○徳島大学大学院学則（案）

昭和50年6月20日

規則第495号制定

## 第1章 目的

### （目的）

第1条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

2 大学院は、研究科若しくは教育部（以下「研究科等」という。）又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、研究科等の規則で定め、公表するものとする。

## 第2章 組織

### （課程）

第2条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程及び第4条の2第2項に規定する前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

### （研究科等）

第3条 大学院に次項の表の左欄に掲げる研究科等を置き、それぞれの研究科等に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

2 研究科等ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

研究科等名	専攻名	課程の別
創成科学研究科	地域創成専攻	修士課程
	臨床心理学専攻	修士課程
	理工学専攻	修士課程
	生物資源学専攻	修士課程
総合科学教育部	地域科学専攻	博士後期課程
医科学教育部	医科学専攻	修士課程
	医学専攻	博士課程
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	博士（前期・後期）課程
	口腔科学専攻	博士課程
薬科学教育部	創薬科学専攻	博士（前期・後期）課程
	薬学専攻	博士課程
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	博士（前期・後期）課程

保健科学教育部	保健学専攻	博士（前期・後期）課程
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	博士後期課程
	物質生命システム工学専攻	
	システム創生工学専攻	

3 研究科等に置く講座については、別に定める。

### 第3章 標準修業年限、在学期間及び収容定員等

#### (標準修業年限)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第4条の2 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

2 前項の博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第4条の3 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

#### (在学期間)

第5条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

#### (収容定員等)

第6条 研究科等の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科等名	専攻名	修士課程又は博士前期課程		博士課程又は博士後期課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
創成科学研究科	地域創成専攻	1 6	3 2			3 2
	臨床心理学専攻	1 2	2 4			2 4
	理工学専攻	3 0 8	6 1 6			6 1 6
	生物資源学専攻	3 9	7 8			7 8
	計	3 7 5	7 5 0			7 5 0
総合科学教育部	地域科学専攻			4	1 2	1 2
医科学教育部	医科学専攻	1 0	2 0			2 0
	医学専攻			5 1	2 0 4	2 0 4
	計	1 0	2 0	5 1	2 0 4	2 2 4
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	5	1 0	2	6	1 6
	口腔科学専攻			1 8	7 2	7 2
	計	5	1 0	2 0	7 8	8 8
薬科学教育部	創薬科学専攻	3 5	7 0	1 0	3 0	1 0 0
	薬学専攻			4	1 6	1 6

	計	3 5	7 0	1 4	4 6	1 1 6
栄養生命科学 教育部	人間栄養科学専攻	2 2	4 4	9	2 7	7 1
保健科学教育 部	保健学専攻	2 7	5 4	5	1 5	6 9
先端技術科学 教育部	知的力学システム工学 専攻			1 4	4 2	4 2
	物質生命システム工学 専攻			9	2 7	2 7
	システム創生工学専攻			2 0	6 0	6 0
	計			4 3	1 2 9	1 2 9
合計		4 7 4	9 4 8	1 4 6	5 1 1	1, 4 5 9

#### 第4章 教育課程

##### (教育課程の編成方針)

第6条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

##### (教育方法)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

##### (教育方法の特例)

第7条の2 研究科等において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 研究科等に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

##### (履修方法等)

第8条 研究科等における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科等の規則の定めるところによる。

##### (一の授業科目について2以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第8条の2 研究科等が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、徳島大学学則第30条第2項各号に規定する基準を考慮して、研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

##### (成績評価基準等の明示等)

第8条の3 研究科等は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業

及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の4 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第9条の3第2項の規定により修得したものとみなす単位数を除き、10単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることができる。
- 4 他の大学院の授業科目を履修することのできる期間及び他の大学院等で研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。
- (1) 履修の期間及び研究指導の期間を含め、1年以内とする。ただし、博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生で特別な理由がある場合は、当該他の大学院等との協議に基づき、更に1年を限り延長することができる。
- (2) 博士後期課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程を含む。）の学生の履修の期間及び研究指導の期間は、それぞれを通算して2年を超えることができない。
- 5 他の大学院で授業科目を履修した期間及び他の大学院等で研究指導を受けた期間は、大学院の在学期間に算入する。
- 6 学生は、他の大学院で授業科目を履修し、又は他の大学院等で研究指導を受けている間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、他の大学院での授業科目の履修に関する事項及び他の大学院等での研究指導に関する事項について必要な事項は、別に定める。
- 8 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学中の外国の大学院における学修)

第9条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に中に、外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項（同条第8項、第27条第2項

及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。) の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学院における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条の3 大学院が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院、他の大学院、外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院において修得した単位以外のものについては、第9条第2項（同条第8項、第27条第2項及び第27条の2第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項の規定により大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の4 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、研究科等の長が別に定める。

(単位の認定)

第10条 授業科目を履修した者には、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

2 各授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

第5章 課程の修了要件、学位の授与及び教員の免許状

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士前期課程の取扱い)

第11条の2 第4条の2第2項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定

する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士課程の修了要件)

第12条 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。以下第3項までにおいて同じ。）の修了要件は、当該課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。第18条第2項において同じ。）を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 4 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課

程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(論文の審査)

第13条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

(最終試験)

第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は博士論文の審査に合格した者について行う。

2 前項に定めるもののほか、最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(課程修了による学位の授与)

第15条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(論文提出による学位の授与)

第16条 前条第2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、博士論文を提出した者について博士の学位を授与することができる。

(教員の免許状)

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科等名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
保健科学教育部	保健学専攻	養護教諭専修免許状	

第6章 入学、休学、退学、再入学、転学、転研究科等、転専攻及び留学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、研究科等において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第18条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして

文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該

外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- (8) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に 4 年以上在学し、又は外国において学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、第 1 号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

（入学の出願）

第 19 条 大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学者選考）

第 20 条 入学志願者については、選抜試験を行い、研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第 21 条 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学許可）

第 22 条 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

（休学）

第 23 条 疾病その他の理由により、2 月以上就学できないときは、学生は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため就学が不適当と認められた者には、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引

き続き1年以内の休学を許可することができる。

- 4 休学期間は、通じて修士課程及び博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年、医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程にあっては4年を超えることができない。
- 5 休学期間にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 6 休学期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(退学)

第24条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第25条 大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、学長は、これを許可することができる。

- 2 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から大学院の同種の研究科等に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することができる。
- 3 第20条及び第21条の規定は、前項の入学を許可する場合に準用する。

(転研究科等)

第26条の2 学生が、所属の研究科等以外の研究科等に転研究科等を願い出たときは、学長は、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会の議を経て許可することができる。

- 2 本条に定めるもののほか、転研究科等に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(転専攻等)

第26条の3 学生が、所属の研究科等内の専攻（先端技術科学教育部にあってはコースとする。

以下この条において同じ。）と異なる当該研究科等の専攻に転専攻を願い出たときは、学長は、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会の議を経て許可することができる。

- 2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(留学)

第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の留学の場合に準用する。
- 3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(国際連合大学における授業科目の履修等)

第27条の2 大学院が教育上有益と認めるときは、国際連合大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、国際連合大学の授業科目を履修することができる。

- 2 第9条第2項及び第4項から第6項までの規定は、国際連合大学の教育課程における授業科

目を履修する場合に準用する。

## 第7章 検定料、入学料及び授業料

### (検定料、入学料及び授業料)

第28条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

#### (授業料の納付)

第29条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあっては4月、後期にあっては10月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

#### (既納の検定料等)

第30条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

#### (検定料の免除)

第30条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

#### (入学料の免除)

第30条の3 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

#### (入学料の徴収猶予)

第30条の4 経済的理由により納期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

#### (授業料の免除)

第30条の5 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 休学を許可した場合は、月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までの月数

分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第30条の6 経済的理由により納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

第30条の7 第30条の3から前条までの規定によるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 教員組織

(教員組織)

第31条 大学院に研究部を置く。

2 研究部については、別に定める。

3 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、研究部その他の組織に所属する本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

## 第9章 運営組織

(教授会)

第32条 大学院の管理運営のため、研究部及び教育部並びに創成科学研究科各専攻に教授会を置く。

2 前項の教授会については、別に定める。

(研究部長及び研究科等の長)

第32条の2 各研究部に研究部長を、研究科に研究科長を、各教育部に教育長を置く。

2 研究科長及び教育長は、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会構成員である教授のうちから選任する。

## 第10章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第33条 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第33条の2 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会において選考の上、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第34条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者がある

ときは、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第34条の2 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない場合に限り、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会（教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(大学院の学生に関する規定の準用)

第34条の3 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、大学院の学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第35条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

## 第11章 雜則

(学則の準用)

第36条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、徳島大学学則を準用する。

## 附 則

この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年4月16日規則第521号改正）

この規則は、昭和51年4月16日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月18日規則第549号改正）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月22日規則第553号改正）

1 この規則は、昭和52年4月22日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

2 昭和52年度の入学に係る聴講生の検定料の額及び昭和52年度に入学を許可する聴講生の入学料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和53年1月20日規則第571号改正）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日規則第590号改正）

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 昭和53年3月31日以後引き続き在学している聴講生（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和53年4月1日以後のものを除く。）の授業料の額は、改正後の第34

条の2第1項の規定にかかわらず、在学期間が満了するまでの間は、従前の額とする。

附 則（昭和53年5月12日規則第594号改正）

この規則は、昭和53年5月12日から施行する。

附 則（昭和54年2月16日規則第602号改正）

- 1 この規則は、昭和54年2月16日から施行する。
- 2 この規則施行の際に現に医学研究科に在学する者の修業年限、他の大学の大学院における授業科目の履修及び博士課程の修了要件については、改正後の第4条第4項、第9条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和54年4月1日規則第611号改正）

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度中に入学する聴講生の検定料の額は、第34条の2第1項の改正規定にかかわらず、改正前の規定を適用する。

附 則（昭和55年4月18日規則第654号改正）

この規則は、昭和55年4月18日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月1日規則第688号改正）

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度の入学に係る聴講生の検定料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和57年4月1日規則第717号改正）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日規則第744号改正）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度の入学に係る聴講生の検定料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和59年4月1日規則第776号改正）

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度において入学した聴講生の同年度の授業料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る聴講生の1単位に相当する授業についての授業料の額は、前期の1単位に相当する授業料についての授業料の額の2分の1に相当する額と、後期の1単位に相当する授業についての授業料の額の2分の1に相当する額と合わせた額とする。

区分	前期（4月1日から9月30日まで）	後期（10月1日から翌年の3月31日まで）
聴講生	1単位に相当する授業について 6,000円	1単位に相当する授業について 7,000円

附 則（昭和60年4月1日規則第800号改正）

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 昭和60年度の入学に係る聴講生の検定料の額及び昭和60年度に入学を許可する聴講生の入学料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和61年4月18日規則第824号改正）

この規則は、昭和61年4月18日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年1月16日規則第846号改正）

1 この規則は、昭和62年1月16日から施行する。

2 改正後の第34条の2第1項の規定は、昭和62年度以後に在学する聴講生から適用する。

ただし、昭和62年3月31日以後引き続き在学する聴講生（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和62年4月1日以後のものを除く。）の授業料の額は、当該在学期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和62年4月1日規則第861号改正）

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 薬学研究科の薬学専攻及び製薬化学専攻は、改正後の第3条第2項及び第6条の規定にかかわらず、昭和62年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の第6条の表に掲げる薬学研究科の項及び合計の項の総定員は、同表の規定にかかわらず、昭和62年度及び昭和63年度は、次の表のとおりとする。

研究科 名	専攻名	昭和62年度			昭和63年度		
		修士課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計総定員	修士課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計総定員
		総定員	総定員		総定員	総定員	
薬学研 究科	薬品科学専 攻	26	6	32	52	12	64
合計		202	323	525	228	329	557

附 則（昭和62年9月18日規則第893号改正）

1 この規則は、昭和62年9月18日から施行する。

2 昭和62年度内の入学に係る聴講生の検定料及び入学料の額は、改正後の第34条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月17日規則第925号改正）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月20日規則第979号改正）

この規則は、平成2年4月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成2年6月22日規則第988号改正）

この規則は、平成2年6月22日から施行する。

附 則（平成2年12月21日規則第997号改正）

この規則は、平成2年12月21日から施行する。

附 則（平成3年3月15日規則第1002号改正）

改正 平成3年9月20日規則第1032号

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科修士課程の土木工学専攻、建設工学専攻、機械工学専攻、精密機械工学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻及び情報工学専攻は、改正後の第3条第2項及び第6条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成3年度及び平成4年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成3年度			平成4年度	
		博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	16		16		32
	機械工学専攻	16		16		32
	化学応用工学専攻	16		16		32
	電気電子工学専攻	16		16		32
	知能情報工学専攻	10		10		20
	物質工学専攻		6	6	12	12
	生産開発工学専攻		5	5	10	10
	システム工学専攻		6	6	12	12
	計	74	17	91	34	182
合計		154	352	506	369	597

附 則（平成3年4月19日規則第1021号改正）

- 1 この規則は、平成3年4月19日から施行する。ただし、第16条の2の表の改正規定については、平成3年度入学者から適用する。
- 2 平成3年3月31日に工学研究科に在学する者については、第16条の2の表の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年9月20日規則第1032号改正）抄

1 この規則は、平成3年9月20日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年4月1日規則第1059号改正）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成4年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成4年度		
		博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	32		32
	機械工学専攻	32		32
	化学応用工学専攻	32		32
	電気電子工学専攻	32		32
	知能情報工学専攻	20		20
	生物工学専攻	8		8
	物質工学専攻		12	12
	生産開発工学専攻		10	10
	システム工学専攻		12	12
	計	156	34	190
合計		236	369	605

附 則（平成6年2月18日規則第1119号改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第1133号改正）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の表に掲げる人間・自然環境研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成6年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成6年度	
		修士課程又は博士前期課程	合計収容定員
		収容定員	
人間・自然環境研究科	人間環境専攻	10	10
	自然環境専攻	15	15
	計	25	25
合計		269	655

附 則（平成6年9月16日規則第1158号改正）

この規則は、平成6年9月16日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則（平成7年3月17日規則第1181号改正）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成7年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成7年度		
		博士前期課程		合計収容定員
		博士課程又は博士後期課程	収容定員	
工学研究科	建設工学専攻	3 7		3 7
	機械工学専攻	4 3		4 3
	化学応用工学専攻	3 4		3 4
	電気電子工学専攻	4 3		4 3
	知能情報工学専攻	2 3		2 3
	生物工学専攻	1 7		1 7
	物質工学専攻		1 8	1 8
	生産開発工学専攻		1 5	1 5
	システム工学専攻		1 8	1 8
	計	1 9 7	5 1	2 4 8
合計		3 2 7	3 8 6	7 1 3

附 則（平成7年7月21日規則第1202号改正）

この規則は、平成7年7月21日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

附 則（平成8年2月16日規則第1206号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第1211号改正）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第6条の表に掲げる薬学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成8年度から平成11年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成8年度			平成9年度		平成10年度		平成11年度	
		修士課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員
		又は博士前期課程								
薬学	薬品科学専攻	4 6	6	1 8	6 4	6	1 8	5 8	1 5	5 5
		収容定員	入学定員	収容定員					1 2	5 2

研究科	攻										
医療薬学専攻	1 8	0	0	1 8	0	0	3 6	8	4 4	1 6	5 2
計	6 4	6	1 8	8	2 6	1 8	9 4	2 3	9 9	2 8	1 0 4
合計	3 7	1 0	3 8	7 5	1 0	3 8	7 7	3 9 1	7 7 5	3 9 6	7 8 0
	2	4	6	8	4	6	0				

附 則 (平成9年4月1日規則第1255号改正)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成9年度から平成12年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成9年度			平成10年度			平成11年度		平成12年度	
		修士課程 又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は博士後期課程
工学研究科	建設工学専攻	4 0		4 0		3 8		3 8		3 8	
	機械工学専攻	5 2		5 2		5 0		5 0		5 0	
	化学応用工学専攻	3 6		3 6		3 6		3 6		3 6	
	電気電子工学専攻	5 4		5 4		5 4		5 4		5 4	
	知能情報工学専攻	2 6		2 6		2 6		2 6		2 6	
	生物工学専攻	1 8		1 8		1 8		1 8		1 8	
	物質工学専攻		6	1 8	1 8	6	1 8	1 7	1 7	1 6	1 6
	生産開発工学専攻		5	1 5	1 5	5	1 5	1 4	1 4	1 3	1 3
	システム工学専攻		6	1 8	1 8	6	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8

エコシステム工学専攻	30	0	0	30	0	0	60	13	73	26	86
計	25 6	17	51	30 7	17	51	33 3	62	344	73	355
合計	41 0	10 4	38 6	79 6	10 9	39 1	82 7	407	843	423	859

附 則（平成10年3月13日規則第1313号改正）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科の項及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成10年度			平成11年度			平成12年度		
		修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程		合計収容定員	博士課程又は博士後期課程		合計収容定員	修士課程又は博士後期課程	合計収容定員
			収容定員	入学定員		入学定員	収容定員			
工学研究科	建設工学専攻	38			38			38		38
	機械工学専攻	50			50			50		50
	化学応用工学専攻	36			36			36		36
	電気電子工学専攻	54			54			54		54
	知能情報工学専攻	26			26			26		26
	生物工学専攻	18			18			18		18
	光応用工学専攻	15			15			30		30
	物質工学専攻		6	18	18	5	17	17	16	16
	生産開発工学専攻		5	15	15	4	14	14	13	13
	システム工学専攻		6	18	18	6	18	18	18	18

エコシステム工学専攻	60	0	0	60	13	13	73	26	86
計	297	17	51	348	28	62	374	73	385
合計	451	109	391	842	120	407	873	423	889

附 則（平成11年3月17日規則第1395号改正）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成11年度及び平成12年度は、次のとおりとする。

研究科 名	専攻名	平成11年度			平成12年度		
		修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
工学研 究科	建設工学専 攻	49		49	60		60
	機械工学専 攻	64		64	78		78
	化学応用工 学専攻	45		45	54		54
	電気電子工 学専攻	69		69	84		84
	知能情報工 学専攻	40		40	54		54
	生物工学専 攻	30		30	42		42
	光応用工学 専攻	30		30	30		30
	物質工学専 攻		17	17		16	16
	生産開発工 学専攻		14	14		13	13
	システム工 学専攻		18	18		18	18
	エコシステム 工学専攻	60	13	73	60	26	86
	計	387	62	449	462	73	535
合計		541	407	948	616	423	1,039

附 則（平成11年7月23日規則第1437号改正）

この規則は、平成11年7月23日から施行する。

附 則（平成11年9月24日規則第1443号改正）

この規則は、平成11年9月24日から施行し、平成11年8月31日から適用する。

附 則（平成12年3月17日規則第1468号改正）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科博士後期課程の物質工学専攻、生産開発工学専攻及びシステム工学専攻は、改正後の第3条第2項及び第6条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第6条の表に掲げる工学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度は、次のとおりとする。

研究科 名	専攻名	平成12年度			平成13年度		
		修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
工学研 究科	建設工学専 攻	60		60	60		60
	機械工学専 攻	78		78	78		78
	化学応用工 学専攻	54		54	54		54
	電気電子工 学専攻	84		84	84		84
	知能情報工 学専攻	54		54	54		54
	生物工学専 攻	42		42	42		42
	光応用工学 専攻	30		30	30		30
	物質材料工 学専攻		6	6		12	12
	マクロ制御 工学専攻		6	6		12	12
	機能シス テム工学専攻		6	6		12	12
	情報シス テム		6	6		12	12

ム工学専攻						
エコシステム工学専攻	6 0	2 6	8 6	6 0	3 9	9 9
計	4 6 2	5 0	5 1 2	4 6 2	8 7	5 4 9
合計	6 1 6	4 0 0	1, 0 1 6	6 1 6	4 3 7	1, 0 5 3

附 則（平成13年1月5日規則第1589号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年4月20日規則第1636号改正）

この規則は、平成13年4月20日から施行する。

附 則（平成13年6月22日規則第1652号改正）

この規則は、平成13年6月22日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第1707号改正）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の表に掲げる医学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
医学研究 科	医学専攻	4 6	4 6	9 2	9 2	1 3 8	1 3 8
	プロテオミクス医科学 専攻	1 8	1 8	3 6	3 6	5 4	5 4
	計	6 4	6 4	1 2 8	1 2 8	1 9 2	1 9 2
合計		3 0 1	9 1 7	3 6 5	9 8 1	4 2 9	1, 0 4 5

附 則（平成15年1月24日規則第1744号改正）

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第1760号改正）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の表に掲げる人間・自然環境研究科、医学研究科及び合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成15年度及び平成16年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度			平成16年度	
		修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
		修 士 課 程	博 士 課 程	合 計 収 容 定 員	博 士 課 程	合 計 収 容 定 員
		収容定員	収容定員			

人間・自然環境研究科	人間環境専攻	20		20		
	自然環境専攻	30		30		
	臨床心理学専攻	9		9		
	計	59		59		
医学研究科	医科学専攻	20		20		
	医学専攻		92	92	138	138
	プロテオミクス		36	36	54	54
	医科学専攻					
合計	計	20	128	148	192	192
		645	365	1,010	429	1,103

附 則（平成15年10月17日規則第1814号改正）

この規則は、平成15年10月17日から施行し、この規則による改正後の徳島大学大学院学則の規定は、平成15年9月19日から適用する。

附 則（平成16年2月20日規則第1827号改正）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科及び薬学研究科は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第6条の表に掲げる医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部及び合計の項の収容定員欄は、同表の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次のとおりとする。

研究科名・教育部名	専攻名	平成16年度			平成17年度		平成18年度	
		修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容定員	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容定員	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
医科学教育部	医科学専攻	20		20		40		40
	医学専攻		46	46	92	92	138	138
	プロテオミクス 医科学専攻		18	18	36	36	54	54
	計	20	64	84	128	168	192	232
口腔科学教育部	口腔科学専攻		26	26	52	52	78	78
薬科学教育部	創薬科学専攻	31	12	43	24	86	36	98
	医療生命薬学	32	10	42	20	84	30	94

	専攻							
	計	6 3	2 2	8 5	4 4	1 7 0	6 6	1 9 2
栄養生命科学 教育部	人間栄養科学 専攻	2 2	1 2	3 4	2 4	6 8	3 6	8 0
合計		6 3 5	2 3 5	8 7 0	3 5 9	1, 0 9 9	4 8 3	1, 2 2 3

附 則（平成16年3月19日規則第1833号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月31日規則第127号改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月25日規則第14号改正）

この規則は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月16日規則第34号改正）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年11月18日規則第43号改正）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第63号改正）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の工学研究科の各専攻は、改正後の第6条の表にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する工学研究科の学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則による改正後の第6条の表に掲げる保健科学教育部、先端技術科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず平成18年度及び平成19年度は、次のとおりとする。

研究科名・教育 部名	専攻名	平成18年度			平成19年度		
		修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員	修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容 定員
		収容定員	収容定員		収容定員	収容定員	
保健科学教育 部	保健学専攻	1 4		1 4	2 8		2 8
先端技術科学 教育部	知的力学システィム工学専攻	9 4	1 1	1 0 5	1 8 8	2 2	2 1 0
	環境創生工学専攻	8 6	1 8	1 0 4	1 7 2	3 6	2 0 8

システム創生工 学専攻	1 4 8	2 4	1 7 2	2 9 6	4 8	3 4 4
計	3 2 8	5 3	3 8 1	6 5 6	1 0 6	7 6 2
合計	6 2 0	4 2 5	1, 0 4 5	9 6 2	5 6 8	1, 5 3 0

附 則（平成19年2月16日規則第41号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第62号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月18日規則第44号改正）

この規則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則（平成20年2月15日規則第49号改正）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第6条の表に掲げる保健科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度は、次のとおりとする。

研究科名・教育部 名	専攻名	平成20年度		平成21年度	
		博士課程又は 博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は 博士後期課程	合計収容定員
				収容定員	
保健科学教育部	保健学専攻	5	3 3	1 0	3 8
合計		6 2 6	1 5 8 8	6 3 1	1 5 9 3

附 則（平成20年3月21日規則第62号改正）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前に人間・自然環境研究科に入学した者に係る第16条の2の表人間・自然環境研究科の項の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月24日規則第65号改正）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の人間・自然環境研究科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該研究科に在学する学生が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の第6条の表に掲げる総合科学教育部及び合計の項の収容定員は同表の規定にかかわらず、平成21年度及び平成22年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成21年度			平成22年度		
		修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員	修士課程又 は博士前期 課程	博士課程又 は博士後期 課程	合計収容定 員
					収容定員		
総合科学教	地域科学専	3 5	4	3 9	7 0	8	7 8

教育部	攻						
	臨床心理学 専攻	1 2		1 2	2 4		2 4
	計	4 7	4	5 1	9 4	8	1 0 2
	計	9 4 1	6 4 0	1, 5 8 1	9 8 8	6 4 4	1, 6 3 2

4 平成20年度以前に人間・自然環境研究科に入学した者に係る改正後の第16条の2の表の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成22年3月16日規則第29号改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の医科学教育部プロテオミクス医科学専攻並びに薬科学教育部創薬科学専攻及び医療生命薬学専攻の博士前期課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第6条の表に掲げる医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部、保健科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成22年度			平成23年度		平成24年度	
		修士課程 又は博士 前期課程	博士課程 又は博士 後期課程	合計収容定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収容定員	博士課 程又は 博士後 期課程	合計収容定員
		収容定員	収容定員		収容定員		収容定員	
医科学教育部	医科学専攻	3 0		3 0		2 0		2 0
	医学専攻		1 8 9	1 8 9	1 9 4	1 9 4	1 9 9	1 9 9
	計	3 0	1 8 9	2 1 9	1 9 4	2 1 4	1 9 9	2 1 9
口腔科学教育部	口腔科学専攻		9 6	9 6	8 8	8 8	8 0	8 0
薬科学教育部	創薬科学専攻	3 5		3 5		7 0		7 0
	創薬科学専攻		3 6	3 6	3 6	3 6	3 6	3 6
	医療生命薬学専攻		3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
	計	3 5	6 6	1 0 1	6 6	1 3 6	6 6	1 3 6
栄養生命科学教育部	人間栄養科学専攻	4 4	3 3	7 7	3 0	7 4	2 7	7 1
保健科学教育部	保健学専攻	3 3	1 5	4 8	1 5	5 3	1 5	5 3
合計		8 9 2	5 6 6	1, 4 5 8	5 6 4	1, 4 8 6	5 5 8	1, 4 8 0

附 則（平成23年1月18日規則第54号改正）

この規則は、平成23年1月18日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規則第65号改正）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第6条の表に掲げる口腔科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成23年度			平成24年度	
		修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	修士課程又は博士後期課程	博士課程又は博士後期課程
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	5		5		10
	口腔科学専攻		88	88	80	80
	計	5	88	93	80	90
合計		927	564	1,491	558	1,490

附 則（平成24年3月21日規則第42号改正）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の薬科学教育部創薬科学専攻及び医療生命薬学専攻の博士後期課程並びに先端技術科学教育部環境創生工学専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 第6条の表に掲げる薬科学教育部、保健科学教育部、先端技術科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成24年度			平成25年度		平成26年度	
		修士課程又は博士前期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	修士課程又は博士後期課程	博士課程又は博士後期課程	合計収容定員	修士課程又は博士後期課程
薬科学教育部	創薬科学専攻	70	10	80	20	90	30	100
	薬学専攻			4	4	8	12	12
	計	70	14	84	28	98	42	112
保健科学教育部	保健学専攻	46	15	61	15	69	15	69

先端技術科学教育部	知的力学システム 工学専攻	1 9 7	3 6	2 3 3	3 9	2 4 5	4 2	2 4 8
	物質生命システム 工学専攻	7 3	9	8 2	1 8	1 6 4	2 7	1 7 3
	システム創生工学 専攻	3 0 0	6 8	3 6 8	6 4	3 6 8	6 0	3 6 4
	計	5 7 0	1 1 3	6 8 3	1 2 1	7 7 7	1 2 9	7 8 5
	合計	8 5 4	4 6 0	1, 3 1 4	4 7 9	1, 4 2 7	5 0 1	1, 4 4 9

4 平成23年度以前に先端技術科学教育部に入学した者に係る改正後の第16条の2の表の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成25年3月19日規則第56号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年3月17日規則第39号改正）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第6条の表に掲げる口腔科学教育部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度は、次のとおりとする。

教育部名	専攻名	平成27年度		平成28年度	
		博士課程又は 博士後期課程	合計収容定員	博士課程又は 博士後期課程	合計収容定員
				収容定員	
口腔科学教育部	口腔保健学専攻	2	1 2	4	1 4
	口腔科学専攻	7 2	7 2	7 2	7 2
	計	7 4	8 4	7 6	8 6
合計		5 0 7	1, 4 5 5	5 0 9	1, 4 5 7

#### 附 則（平成28年5月30日規則第3号改正）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年3月21日規則第43号改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年9月20日規則第13号改正）

この規則は、平成30年9月20日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、令和 年 月 日から施行する。

2 この規則による改正前の総合科学教育部地域科学専攻及び先端技術科学教育部各専攻の博士前期課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、令和 年 月 日に当該教育部に在学する学生が当該教育部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の第6条の表に掲げる創成科学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかか

わらず、令和 年度は次のとおりとする。

研究科等名	専攻名	令和 年度	
		修士課程又は 博士前期課程	合計収容定員
		収容定員	
創成科学研究科	地域創成専攻	1 6	1 6
	臨床心理学専攻	1 2	1 2
	理工学専攻	3 0 8	3 0 8
	生物資源学専攻	3 9	3 9
	計	3 7 5	3 7 5
合計		5 7 3	1, 0 8 4

徳島大学大学院学則（昭和50年規則第495号）新旧対照表（案）

改正案	現 行																																																			
(目的)  第1条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。  2 大学院は、 <u>研究科若しくは教育部</u> （以下「 <u>研究科等</u> 」という。）又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、 <u>研究科等の規則</u> で定め、公表するものとする。	(目的)  第1条 徳島大学大学院（以下「大学院」という。）は、徳島大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。  2 大学院は、教育部又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について、 <u>各教育部規則</u> で定め、公表するものとする。																																																			
(研究科等)  第3条 大学院に次項の表の左欄に掲げる <u>研究科等</u> を置き、それぞれの <u>研究科等</u> に同表の中欄に掲げる専攻を置く。  2 <u>研究科等</u> ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。	(教育部)  第3条 大学院に次項の表の左欄に掲げる <u>教育部</u> を置き、それぞれの <u>教育部</u> に同表の中欄に掲げる専攻を置く。  2 <u>各教育部</u> ごとの課程の別は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>研究科等名</th> <th>専攻名</th> <th>課程の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創成科学研究科</td> <td>地域創成専攻</td> <td>修士課程</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臨床心理学専攻</td> <td>修士課程</td> </tr> <tr> <td></td> <td>理工学専攻</td> <td>修士課程</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生物資源学専攻</td> <td>修士課程</td> </tr> <tr> <td>総合科学教育部</td> <td>地域科学専攻</td> <td>博士後期課程</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td>先端技術科学教育部</td> <td>知的力学システム工学専攻</td> <td>博士後期課程</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物質生命システム工学専攻</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>システム創生工学専攻</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 <u>研究科等</u> に置く講座については、別に定める。  (収容定員等)	研究科等名	専攻名	課程の別	創成科学研究科	地域創成専攻	修士課程		臨床心理学専攻	修士課程		理工学専攻	修士課程		生物資源学専攻	修士課程	総合科学教育部	地域科学専攻	博士後期課程	(略)			先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	博士後期課程		物質生命システム工学専攻			システム創生工学専攻		<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育部名</th> <th>専攻名</th> <th>課程の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合科学教育部</td> <td>地域科学専攻</td> <td>博士（前期・後期）課程</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臨床心理学専攻</td> <td>博士前期課程</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td>先端技術科学教育部</td> <td>知的力学システム工学専攻</td> <td>博士（前期・後期）課程</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物質生命システム工学専攻</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>システム創生工学専攻</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 <u>各教育部</u> に置く講座については、別に定める。  (収容定員等)	教育部名	専攻名	課程の別	総合科学教育部	地域科学専攻	博士（前期・後期）課程		臨床心理学専攻	博士前期課程	(略)			先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	博士（前期・後期）課程		物質生命システム工学専攻			システム創生工学専攻	
研究科等名	専攻名	課程の別																																																		
創成科学研究科	地域創成専攻	修士課程																																																		
	臨床心理学専攻	修士課程																																																		
	理工学専攻	修士課程																																																		
	生物資源学専攻	修士課程																																																		
総合科学教育部	地域科学専攻	博士後期課程																																																		
(略)																																																				
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	博士後期課程																																																		
	物質生命システム工学専攻																																																			
	システム創生工学専攻																																																			
教育部名	専攻名	課程の別																																																		
総合科学教育部	地域科学専攻	博士（前期・後期）課程																																																		
	臨床心理学専攻	博士前期課程																																																		
(略)																																																				
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	博士（前期・後期）課程																																																		
	物質生命システム工学専攻																																																			
	システム創生工学専攻																																																			

第6条 研究科等の入学定員及び収容定員

は、次の表のとおりとする。

研究科 等名	専攻名	修士課程		博士課程		合計 収容 定員	
		又は博士 前期課程		又は博士 後期課程			
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員		
創成科 学研究 科	地域創成 専攻	1 6	3 2			3 2	
	臨床心理 学専攻	1 2	2 4			2 4	
	理工学専 攻	3 0	6 1			6 1	
		8	6			6	
	生物資源 学専攻	3 9	7 8			7 8	
	計	3 7	7 5			7 5	
		5	0			0	
	総合科 学教育 部	地域科学 専攻		4	1 2	1 2	
(略)							
先端技 術科学 教育部	知的力学 システム 工学専攻		1 4	4 2	4 2		
	物質生命 システム 工学専攻		9	2 7	2 7		
	システム 創生工学 専攻		2 0	6 0	6 0		
	計		4 3	1 2	1 2		
				9	9		
	合計	4 7	9 4	1 4	5 1	1, 4	
		4	8	6	1	5 9	

(教育方法の特例)

第7条の2 研究科等において、教育上特別

第6条 各教育部の入学定員及び収容定員

は、次の表のとおりとする。

教育部 名	専攻名	修士課程		博士課程		合計 収容 定員	
		又は博士 前期課程		又は博士 後期課程			
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員		
総合科 学教育 部	地域科学 専攻	3 5	7 0			4 1 2 8 2	
	臨床心理 学専攻	1 2	2 4			— — 2 4	
	計	4 7	9 4	4	1 2	1 0	
						6	
	(略)						
	先端技 術科学 教育部	知的力学 システム 工学専攻	1 0	2 0	1 4	4 2 2 4	
	物質生命 システム 工学専攻	7 3	1 4			9 2 7 1 7	
	システム 創生工学 専攻	1 5	3 0	2 0	6 0	3 6	
	計	3 2	6 5	4 3	1 2	7 8	
		8	6	9	5		
合計		4 7	9 4	1 4	5 1	1, 4	
		4	8	6	1	5 9	

(教育方法の特例)

第7条の2 各教育部において、教育上特別

の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 研究科等に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

(履修方法等)

第8条 研究科等における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科等の規則の定めるところによる。

(一の授業科目について2以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第8条の2 研究科等が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、徳島大学学則第30条第2項各号に規定する基準を考慮して、研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第8条の3 研究科等は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の4 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科等又は創成科学研究

の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 各教育部に、外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

(履修方法等)

第8条 各教育部における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各教育部規則の定めるところによる。

(一の授業科目について2以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第8条の2 各教育部が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、徳島大学学則第30条第2項各号に規定する基準を考慮して、各教育部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第8条の3 各教育部は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の4 学生が職業を有している等の事情により、第4条、第4条の2及び第4条の3に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該教育部の教育部教授会の議

科各専攻の教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、研究科等の長が別に定める。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第12条 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。以下第3項までにおいて同じ。）の修了要件は、当該課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の

を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各教育部長が別に定める。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第11条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該教育部が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第12条 博士課程（医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻を除く。以下第3項までにおいて同じ。）の修了要件は、当該課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の

博士課程の修了要件は、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。第18条第2項において同じ。）を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で研究科等の規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け

博士課程の修了要件は、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。第18条第2項において同じ。）を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 医科学教育部、口腔科学教育部口腔科学専攻及び薬科学教育部薬学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上で各教育部規則で定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた

た上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科等が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(教員の免許状)

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

<u>研究科等名</u>	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
保健科学教育部	保健学専攻	養護教諭専修免許状	

第6章 入学、休学、退学、再入学、転学、転研究科等、転専攻及び留学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、研究科等において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学者選考)

第20条 入学志願者については、選抜試験を行い、研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 他の大学院又は外国の大学院若しくは国

上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該教育部が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(教員の免許状)

第16条の2 大学院の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

<u>教育部名</u>	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
保健科学教育部	保健学専攻	養護教諭専修免許状	
先端技術科学教育部	知的力学システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
教育学部	物質生命システム工学専攻		
	システム創生工学専攻		

第6章 入学、休学、退学、再入学、転学、転教育部、転専攻及び留学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、各教育部において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学者選考)

第20条 入学志願者については、選抜試験を行い、教育部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(転学)

第26条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 他の大学院又は外国の大学院若しくは国

際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から大学院の同種の研究科等に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することがある。

3 (略)

(転研究科等)

第26条の2 学生が、所属の研究科等以外の研究科等に転研究科等を願い出たときは、学長は、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転研究科等に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(転専攻等)

第26条の3 学生が、所属の研究科等内の専攻（先端技術科学教育部にあってはコースとする。以下この条において同じ。）と異なる当該研究科等の専攻に転専攻を願い出たときは、学長は、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(留学)

第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。

2 (略)

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、研究科等の規則で定める。

(教授会)

第32条 大学院の管理運営のため、研究部及び教育部並びに創成科学研究科各専攻に教授会を置く。

際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から大学院の同種の教育部に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、これを許可することがある。

3 (略)

(転教育部)

第26条の2 学生が、所属の教育部以外の教育部に転教育部を願い出たときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転教育部に関する事項については、各教育部規則で定める。

(転専攻等)

第26条の3 学生が、所属の教育部内の専攻（先端技術科学教育部にあってはコースとする。以下この条において同じ。）と異なる当該教育部の専攻に転専攻を願い出たときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転専攻に関する事項については、各教育部規則で定める。

(留学)

第27条 大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学院に留学することができる。

2 (略)

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各教育部規則で定める。

(研究部教授会及び教育部教授会)

第32条 大学院の管理運営のため、各研究部に研究部教授会を、各教育部に教育部教授会を置く。

2 前項の教授会については、別に定める。

(研究部長及び研究科等の長)

第32条の2 各研究部に研究部長を、研究科に研究科長を、各教育部に教育部長を置く。

2 研究科長及び教育部長は、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会構成員である教授のうちから選任する。

(特別聴講学生)

第33条 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 (略)

(特別研究学生)

第33条の2 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会において選考の上、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 (略)

(科目等履修生)

第34条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 (略)

(研究生)

第34条の2 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があると

2 研究部教授会及び教育部教授会については、別に定める。

(研究部長及び教育部長)

第32条の2 各研究部に研究部長を、各教育部に教育部長を置く。

2 教育部長は、当該教育部の教授会構成員である教授のうちから選任する。

(特別聴講学生)

第33条 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該教育部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 (略)

(特別研究学生)

第33条の2 学長は、他の大学院又は外国の大学院等に在学中の学生で、大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、当該教育部教授会において選考の上、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 (略)

(科目等履修生)

第34条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該教育部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 (略)

(研究生)

第34条の2 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があると

きは、授業及び研究に妨げのない場合に限りり、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会（教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 (略)

(外国人留学生)

第35条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該研究科等又は創成科学研究科各専攻の教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 (略)

### 附 則

1 この規則は、令和 年 月 日から施行する。

2 この規則による改正前の総合科学教育部地域科学専攻及び先端技術科学教育部各専攻の博士前期課程は、改正後の第3条の規定にかかわらず、令和 年 月 日に当該教育部に在学する学生が当該教育部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の第6条の表に掲げる創成科学研究科及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和 年度は次のとおりとする。

研究科 等名	専攻名	令和 年度	
		修士課程 又は博士 前期課程	合計 収容 定員
<u>創成科学研究科</u>	<u>地域創成専攻</u>	<u>16</u>	<u>16</u>
	<u>臨床心</u>	<u>12</u>	<u>12</u>

きは、授業及び研究に妨げのない限り、当該教育部等の教授会（教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 (略)

(外国人留学生)

第35条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該教育部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 (略)

	<u>理学専攻</u>		
	<u>理工学専攻</u>	<u>3 0 8</u>	<u>3 0 8</u>
	<u>生物資源学専攻</u>	<u>3 9</u>	<u>3 9</u>
	<u>計</u>	<u>3 7 5</u>	<u>3 7 5</u>
<u>合計</u>		<u>5 7 3</u>	<u>1, 0 8 4</u>

○徳島大学学位規則（案）

昭和50年6月20日

規則第496号制定

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（卒業による学位の授与）

第2条 本学を卒業した者には、徳島大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

（課程修了による学位の授与）

第3条 本学の大学院（以下「大学院」という。）の課程を修了した者には、徳島大学大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

（論文提出による学位の授与）

第4条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、博士の学位を授与する。

（専攻分野の名称）

第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部等名	専攻分野の名称
学士	総合科学部	総合科学
	医学部 医学科	医学
	医学部 医科栄養学科	栄養学
	医学部 保健学科	看護学
		保健学
	歯学部 歯学科	歯学
	歯学部 口腔保健学科	口腔保健学
	薬学部 薬学科	薬学
	薬学部 創製薬科学科	薬科学
	理工学部	理工学
修士	生物資源産業学部	生物資源産業学
	創成科学研究科（修士課程）	学術
		臨床心理学

		理学
		工学
		生物資源学
	総合科学教育部（博士前期課程）	学術
		臨床心理学
	医科学教育部（修士課程）	医科学
	口腔科学教育部（博士前期課程）	口腔保健学
	薬科学教育部（博士前期課程）	薬科学
	栄養生命科学教育部（博士前期課程）	栄養学
	保健科学教育部（博士前期課程）	保健学
		看護学
博士	総合科学教育部（博士課程）	学術
	医科学教育部（博士課程）	医学
	口腔科学教育部（博士課程）	口腔保健学
		歯学
		学術
	薬科学教育部（博士課程）	薬科学
		薬学
	栄養生命科学教育部（博士課程）	栄養学
	保健科学教育部（博士課程）	保健学
	先端技術科学教育部（博士課程）	工学

#### (学位論文の提出)

第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

2 博士課程の学生でない者が博士の学位を請求するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）の教授会が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めことがある。

4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

#### (学位論文の受理)

第7条 学位論文の受理は、研究科等の教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。  
(学位論文の審査等の機関)

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、研究科等の教授会が行う。

- 2 研究科等の教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により研究科等の教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。
- 3 研究科等の教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の研究科等担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。
- 4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により研究科等の教授会に報告するものとする。

(最終試験及び試問の方法)

第9条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

- 2 試問は、博士論文を中心として、これに関連のある科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合において、外国語については、原則として、2外国語を課するものとする。ただし、博士論文を提出した者が大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者であるときは、退学後5年以内に限り、最終試験に準じて試験をもって試間に代えることができる。

(学位論文の審査等の期限)

第10条 博士論文の審査及び最終試験又は試問は、博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

- 2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

(課程の修了及び論文審査等の議決)

第11条 研究科等の教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の合否について議決する。

- 2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学長への報告)

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

- 2 研究科等の長は、研究科等の教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

(卒業証書・学位記及び学位記の授与)

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと認定した者は、学位記を授与し、当該学位を授与できないものと認定した者には、その旨を通知するものとする。

3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学位記台帳に登録するものとする。

2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めて応じて、閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位（学士の学位を除く。）を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、研究科等の長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 徳島大学学位規則施行細則（昭和33年徳島大学訓令第7号）は、廃止する。
- 3 第4条の規定による博士課程を経ない者に対する学位の授与は、第3条の規定による博士課程修了者に同種類の学位を授与した後に行うものとする。

附 則（昭和58年4月1日規則第745号改正）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月27日規則第780号改正）

この規則は、昭和59年4月27日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年4月1日規則第862号改正）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日規則第1003号改正）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日に大学院工学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第5条第4項及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年9月20日規則第1033号改正）

この規則は、平成3年9月20日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年2月21日規則第1048号改正）

この規則は、平成4年2月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年9月18日規則第1080号改正）

この規則は、平成5年3月19日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第1134号改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月16日規則第1207号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第1212号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1589号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年9月21日規則第1658号改正）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第1761号改正）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月20日規則第1782号改正）

この規則は、平成15年6月20日から施行する。

附 則（平成15年10月17日規則第1815号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月20日規則第1828号改正）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科及び薬学研究科に係る旧規則第5条の規定は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、その効力を有するものとする。

附 則（平成18年3月17日規則第64号改正）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に薬学部及び工学研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成18年3月31日に医学研究科、歯学研究科、栄養学研究科、薬学研究科及び工学研究科に在学する者については、改正後の別表第2、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月16日規則第42号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日規則第50号改正）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日に保健科学教育部に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月24日規則第66号改正）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に人間・自然環境研究科に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月16日規則第30号改正）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に薬科学教育部に在学する者については、改正後の第5条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月1日規則第65号改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日規則第43号改正）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に薬科学教育部に在学する者については、改正後の第5条、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月21日規則第7号改正）

- 1 この規則は、平成25年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月18日規則第87号改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に医学部栄養学科に在学する者については、改正後の第5条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月17日規則第40号改正）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に口腔科学教育部に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月16日規則第41号改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に工学部に在学する者並びに平成28年度及び平成29年度に工学部に編入学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、(元号) 年 月 日から施行する。
- 2 (元号) 年 月 日に総合科学教育部又は先端技術科学教育部の博士前期課程に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (学部卒業者の場合)

○第	注 号
卒業証書・学位記	
本籍(都道府県名)	
大 学	氏 名
印	年 月 日生
本学○○学部○○学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位を授与する	
年 月 日	
徳島大学○○学部長 氏 名	印
徳 島 大 学 長 氏 名	印

備考1 注は、学部名の頭文字を記入する。ただし、医学部医科栄養学科は「栄」、医学部保健学科は「保」、歯学部口腔保健学科は「口」、薬学部創製薬科学科は「創」とする。

2 公印は、印影印刷とする。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第2（修士課程又は博士前期課程修了者の場合）

○修第	注号
学位記	
本籍(都道府県名)	
氏名	
年月日生	
本学大学院○○教育部○○専攻の○○課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する	
年月日	
徳島大学 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学印</span>	

備考1 「○○課程」には、修士課程を修了した者は「修士」と、博士前期課程を修了した者は「博士前期」と記入する。

2 注は、専攻分野の名称の頭文字を記入する。ただし、臨床心理学は「心」と、薬科学は「創」と、工学は「先」と記入する。

3 公印は、印影印刷とする。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第3 (博士課程修了者の場合)

甲○第	注 号
学 位 記	
本籍(都道府県名)	
氏 名	
年 月 日	
本学大学院○○教育部○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
年 月 日	
徳島大学 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学印</span>	

備考1 注は、教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあっては「口保」、薬科学教育部創薬科学専攻にあっては「創」と記入する。

- 2 公印は、印影印刷とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第4（論文提出による場合）

乙〇第	注 号
学 位 記	
本籍(都道府県名)	
氏 名	
年 月 日生	
<p>本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する</p>	
年 月 日	
徳 島 大 学	大学印

- 備考1 注は、審査を受けた教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあっては「口保」，薬科学教育部創薬科学専攻にあっては「創」と記入する。
- 2 公印は、印影印刷とする。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

徳島大学学位規則（昭和50年規則第496号）新旧対照表（案）

改正案			現 行				
(専攻分野の名称)			(専攻分野の名称)				
第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。			第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。				
学位名	学部 <u>等</u> 名	専攻分野の名称	学位名	学部名 <u>及び教育部名</u>	専攻分野の名称		
(略)			(略)				
修士	創成科学研究科 (修士課程)	学術 臨床心理学 理学 工学 生物資源学	修士	総合科学教育部 (博士前期課程)	学術 臨床心理学		
	(略)			(略)			
	保健科学教育部 (博士前期課程)	保健学 看護学		保健科学教育部 (博士前期課程)	保健学 看護学		
	(略)			先端技術科学教育部 (博士前期課程)	工学		
	(略)			(略)			
(学位論文の提出)			(学位論文の提出)				
第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。			第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。				
2 (略)			2 (略)				
3 前2項に定めるもののほか、 <u>研究科又は教育部</u> （以下「 <u>研究科等</u> 」という。）の教授会が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。			3 前2項に定めるもののほか、教育部教授会が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。				
4 (略)			4 (略)				
(学位論文の受理)			(学位論文の受理)				
第7条 学位論文の受理は、 <u>研究科等</u> の教授会の議を経て、学長が決定する。			第7条 学位論文の受理は、 <u>教育部</u> 教授会の議を経て、学長が決定する。				
2 (略)			2 (略)				

(学位論文の審査等の機関)

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、研究科等の教授会が行う。

2 研究科等の教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により研究科等の教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。

3 研究科等の教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の研究科等担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により研究科等の教授会に報告するものとする。

(課程の修了及び論文審査等の議決)

第11条 研究科等の教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の合否について議決する。

2 (略)

(学長への報告)

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

2 研究科等の長は、研究科等の教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位（学士の学位を除く。）を授与された者が不正の方法により学位の授与

(学位論文の審査等の機関)

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、教育部教授会が行う。

2 教育部教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により教育部教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。

3 教育部教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により教育部教授会に報告するものとする。

(課程の修了及び論文審査等の議決)

第11条 教育部教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の合否について議決する。

2 (略)

(学長への報告)

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

2 教育部長は、教育部教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位（学士の学位を除く。）を授与された者が不正の方法により学位の授与

を受けた事実が判明したとき、又はその名譽を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 (略)

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、研究科等の長が別に定めることができる。

#### 附 則

1 この規則は、(元号) 年 月 日  
から施行する。

2 (元号) 年 月 日に総合科学  
教育部又は先端技術科学教育部の博士前期  
課程に在学する者については、改正後の第  
5条の規定にかかわらず、なお従前の例に  
よる。

を受けた事実が判明したとき、又はその名譽を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 (略)

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育部長が別に定めることができる。

# ○徳島大学大学院創成科学研究科規則（案）

令和 年 月 日  
規則第 号

## 第1章 総則

### (通則)

第1条 徳島大学大学院創成科学研究科（以下「本研究科」という。）に関する事項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）及び徳島大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に定めるもののほか、本研究科に関する事項は、徳島大学大学院創成科学研究科の各専攻に置く教授会又は徳島大学大学院創成科学研究科代議員会（以下「教授会等」という。）が定める。

### (教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、中長期的な産業界・社会のニーズを踏まえ、グローバルかつ複合的な視点から、科学・技術・産業・社会の諸領域において新たな価値を創成できる高度専門職業人を養成することを目的とする。

## 第2章 教育課程

### (教育方法)

第3条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

### (教育方法の特例)

第4条 本研究科において、教授会等が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

### (授業科目及び単位数)

第5条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

### (授業科目の履修方法)

第6条 学生は、別表の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

### 修士課程

専攻名	単位数		
	必修科目	選択科目	計
地域創成専攻	16 単位	16 単位以上	32 単位以上
臨床心理学専攻	28 単位	16 単位以上	44 単位以上
理工学専攻	14 単位	18 単位以上	32 単位以上
生物資源学専攻	16 単位	16 単位以上	32 単位以上

2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ定める指導教員（直接研究指導に当たる

教員をいう。以下同じ。) の指導を受けなければならない。

- 3 本研究科において教育上有益と認めたときは、本学大学院の他の教育部又は本学学部との協議に基づき、当該他の教育部又は本学学部の授業科目を履修させることができる。
- 4 前項の授業科目を履修しようとするときは、学生は、本研究科長の許可を得なければならぬ。
- 5 第3項の規定により履修した授業科目の単位は、本研究科において認めたときは、第1項に規定する選択科目の単位に含めることができる。
- 6 自由科目の単位は、第1項に規定する単位に含めることはできない。
- 7 この条に定めるもののほか授業科目の履修に関し必要な事項は、本研究科長が別に定める。

(研究指導)

第7条 研究指導は、指導教員が行うものとする。

- 2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成の指導とする。

(試験の告示)

第8条 試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績)

第9条 修士課程における各授業科目の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。この場合において、成績は、S(90点以上)、A(89点~80点)、B(79点~70点)、C(69点~60点)に区分する。

(追試験及び再試験)

第10条 疾病その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験を受けることができなかつた者又は試験を受けて不合格となつた者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

(転学者の取扱い)

第11条 他の大学院又は外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)若しくは国際連合大学(以下「外国の大学院等」という。)から本研究科に転学をした者の在学年数及び既修得単位の換算については、その都度教授会等が定める。

(転研究科等)

第12条 学則第26条の2の規定に基づき、転研究科等を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 転研究科等を許可する時期は、教授会等が定める。
- 3 転研究科等を許可した学生を在籍させる年次は、教授会等が定める。
- 4 転研究科等を許可した学生の既修得単位の認定は、教授会等が定める。

(転専攻)

第13条 学則第26条の3の規定に基づき、転専攻を願い出た者があるときは、教育上支障が

ない場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 転専攻を許可する時期は、教授会等が定める。
- 3 転専攻を許可した学生を在籍させる年次は、教授会等が定める。
- 4 転専攻を許可した学生の既修得単位の認定は、教授会等が定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第14条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科目の履修を志願し、若しくは他の大学院等において必要な研究指導を受けることを志願し、又は外国の大学院に留学を志願する学生は、所定の願書を、本研究科長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第15条 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が他の大学院若しくは外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により教授会等が行う。

(履修等報告書)

第16条 派遣学生は、他の大学院等又は外国の大学院等での履修の期間又は研究指導を受けた期間が満了したときは、所定の履修等報告書を速やか（外国の大学院に留学した者については、帰国の日から1月以内）に本研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(派遣学生の実施に関する細目)

第17条 前3条に定めるもののほか、派遣学生に関し必要な事項は、本研究科長が別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第18条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により教授会等が行う。

#### 附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

別表

修士課程

地域創成専攻

授業科目及び単位数

科目区分		授業科目	単位数			
			必修	選択	自由	
研究科	研究科基盤教育科目	データサイエンス	2			
共通科目	グローバル教育科目群	国際協力論		1		
		グローバル社会文化論		1		
		グローバルコミュニケーションA		1		
		グローバルコミュニケーションB		1		
		グローバルコミュニケーションC		1		
	イノベーション教育科目群	科学技術論A		1		
		科学技術論B		1		
		科学技術論C		1		
		科学技術論D		1		
		科学技術論E		1		
		ビジネスモデル特論		1		
		デザイン思考演習		1		
専攻基盤科目		地域創成論	1			
		地域創成プロジェクト研究	3			
		アカデミック・ライティング	1			
専攻専門科目 ・教育クラス タ一科目	地域系科目	地域計画学特論		2		
		地域社会特論		2		
		公共政策特論		2		
		法律学特論		2		
		経済学特論		2		
		地域構造特論		2		
		空間情報科学特論		2		
		地域文化特論		2		
		地域言語特論		2		
		日本歴史文化特論		2		
		アート表現特論		2		
		映像デザイン特論		2		

	空間デザイン特論 健康社会特論 応用生理学特論 福祉社会特論 行動科学 健康科学特論 健康心理学特論	2 2 2 2 2 2 2	
	グローバル系科目 グローバル社会特論 グローバル文化特論 国際関係特論 国際経済特論 応用倫理学特論 言語コミュニケーション特論 英語圏文化特論 英語圏歴史文化特論 ヨーロッパ文化特論 アジア文化特論 日本言語文化特論 日本文化特論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
教育クラスター一科目	臨床心理学専攻 認知心理学特論 学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開） 産業・労働分野に関する理論と支援の展開 家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践） 心の健康教育に関する理論と実践	2 2 2 2 2 2	
	理工学専攻 耐震工学特論 耐風工学特論 斜面減災工学特論 津波解析特論 地盤力学特論 応用水理学特論	2 2 2 2 2 2 2	

鉄筋コンクリート工学特論	4
建設材料物性特論	2
リスクコミュニケーション	2
危機管理学	2
メンタルヘルスケア	2
防災危機管理実習	1
行政・企業のリスクマネジメント	2
事業継続計画（B C P）の策定と実践	2
行政・企業防災・危機管理実務演習	1
都市交通計画特論	2
建築計画学特論	2
都市・地域計画論	2
プロジェクトマネジメント	2
都市交通システム計画	2
都市地域情報システム	2
流域水管理工学	2
ミチゲーション工学	2
環境生態学特論	2
グリーンインフラ論	2
生産システム論	2
応用流体力学特論	2
材料強度学特論	2
燃焼工学	2
生産加工学	2
バイオメカニカルデザイン	2
バイオマテリアル	2
機械材料物性特論	2
計算力学特論	2
流体エネルギー変換工学	2
振動工学特論	2
材料工学	2
エネルギー環境工学	2
熱力学特論	2

分光計測学	2
ロボット工学特論	2
デジタル制御論	2
分子エネルギー遷移論	2
非破壊計測学	2
アクチュエータ理論	2
立体化学特論	2
有機化学特論	2
高分子化学特論	2
物理化学特論	2
量子化学特論	2
分析・環境化学特論	2
物性化学特論	2
化学反応工学特論	2
分離工学特論	2
材料科学特論	2
電力工学特論	2
電磁環境特論	2
制御理論特論	2
高電圧工学特論	2
デジタル通信工学特論	2
光デバイス特論	2
ナノエレクトロニクス特論	2
回路工学特論	2
電子回路特論	2
電気機器応用システム特論	2
電力システム特論	2
制御応用工学特論	2
電子デバイス特論	2
デバイスプロセス特論	2
集積回路特論	2
プラズマ応用工学特論	2
光材料科学特論	2
半導体工学特論	2

生体工学特論	2
自律知能システム	2
複雑系システム工学特論	2
情報ネットワーク	2
情報セキュリティシステム論	2
画像応用工学	2
ヒューマンセンシング	2
自然言語理解	2
言語モデル論	2
機械翻訳特論	2
マルチメディア工学	2
光物性工学	2
フォトニックデバイス	2
ナノ光計測工学	2
ナノ材料工学	2
光機能材料・光デバイス論 1	1
光機能材料・光デバイス論 2	1
ディスペイ論	2
視覚情報処理	2
多元画像処理	2
光通信システム工学特論	2
フォトニックネットワーク	2
代数構造特論	2
力学系数理特論	2
離散数学特論	2
組合せ最適化特論	2
数式処理特論	2
幾何学特論	2
現象数理解析特論	2
整数論特論	2
非線形現象解析特論	2
確率計画法特論	2
函数方程式特論	2
量子科学基礎理論	2

	宇宙素粒子科学特論	2	
	宇宙線計測学特論	2	
	量子物性物理学	2	
	超伝導物質科学	2	
	強相関物質科学	2	
	固体イオニクス	2	
	磁気共鳴科学	2	
	物性計測学	2	
	極限環境物性学	2	
	環境物理化学特論	2	
	グリーンケミストリー特論	2	
	有機機能性物質化学特論	2	
	環境無機化学特論	2	
	環境分析化学特論	2	
	有機合成化学特論	2	
	物質化学特論	2	
	有機金属化学特論	2	
	生物化学特論	2	
	発生情報科学特論	2	
	生命情報科学特論	2	
	集団遺伝学特論	2	
	構造地質学特論	2	
	環境・防災地質学特論	2	
	岩石・鉱物学特論	2	
	計算数理特論	2	
	応用代数特論	2	
	数理解析方法論	2	
	微分方程式特論	2	
	代数学特論	2	
	応用解析学特論	2	
	数学解析特論	2	
	課題解決型インターナンシップ（M）	4	
生物資源学専攻	創薬学特論	2	
	細胞工学特論	2	

生物化学工学特論	2
生体熱力学特論	2
生物物理化学特論	2
先端生命科学特論	2
環境生物学特論	2
再生医学特論	2
微生物工学特論	2
ケミカルバイオロジー特論	2
細胞情報学特論	2
微生物検査学特論	2
食安全学特論	2
酵素化学特論	2
応用微生物学特論	2
生体機能学特論	2
機能性食品学特論	2
栄養生化学特論	2
食品評価特論	2
分子組織代謝学特論	2
食品加工保藏特論	2
資源利用学特論	2
植物細胞工学特論	2
動物生殖工学特論	2
フィールド水圏生物学特論	2
畜産物利用学特論	2
植物保護学特論	2
森林代謝科学特論	2
分子発生生物学特論	2
生産システム制御工学特論	2
分子生態学特論	2
植物分子生物学特論	2
水産植物学特論	2
農業市場学特論	2
森林生物学特論	2
農業経済学特論	2

学位論文指導科目	地域創成特別演習 領域横断セミナー	8 1		
----------	----------------------	--------	--	--

臨床心理学専攻

授業科目及び単位数

科目区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	自由
研究科 研究科基盤教育科目	データサイエンス	2		
共通科 目 グローバル教育科目群	国際協力論 グローバル社会文化論 グローバルコミュニケーションA グローバルコミュニケーションB グローバルコミュニケーションC		1 1 1 1 1	
イノベーション教育科目群	科学技術論A 科学技術論B 科学技術論C 科学技術論D 科学技術論E ビジネスモデル特論 デザイン思考演習		1 1 1 1 1 1 1	
専攻専 門科目 ・教育 クラス タ一科 目	必修科目  臨床心理学特論A ※ 臨床心理学特論B ※ 臨床心理面接特論A (心理支援に関する理論と実践) ※ 臨床心理面接特論B ※ 臨床心理査定演習A (心理的アセスメントに関する理論と実践) ※ 臨床心理査定演習B ※ 臨床心理基礎実習A ※ 臨床心理基礎実習B ※ 臨床心理実習A (心理実践実習Ⅱ) ※ 臨床心理実習B ※	2 2 2 2 2 2 2 1 1 1		
選択科目	認知心理学特論		2	

	認知心理学特論演習 ※ 生涯発達心理学特論 ※ 社会心理学特論 ※ 精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）※ 障害臨床心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）※ 心理療法特論 ※ 臨床心理的地域援助特論 ※	2 2 2 2 2 2 2	
自由科目	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開） 犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）※ 産業・労働分野に関する理論と支援の展開 家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践） 心の健康教育に関する理論と実践 心理実践実習 I ※ 心理実践実習 III ※ 心理実践実習 IV ※ 心理実践実習 V ※ 心理実践実習 VI ※	2 2 2 2 2 1 2 2 2 2	
教育クラス 一科目	地域創成専攻 地域計画学特論 地域社会特論 公共政策特論 法律学特論 経済学特論 地域構造特論 空間情報科学特論 地域文化特論 地域言語特論 日本歴史文化特論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

	アート表現特論	2	
	映像デザイン特論	2	
	空間デザイン特論	2	
	健康社会特論	2	
	応用生理学特論	2	
	福祉社会特論	2	
	行動科学	2	
	健康科学特論	2	
	健康心理学特論	2	
	グローバル社会特論	2	
	グローバル文化特論	2	
	国際関係特論	2	
	国際経済特論	2	
	応用倫理学特論	2	
	言語コミュニケーション特論	2	
	英語圏文化特論	2	
	英語圏歴史文化特論	2	
	ヨーロッパ文化特論	2	
	アジア文化特論	2	
	日本言語文化特論	2	
	日本文化特論	2	
理工学専攻	耐震工学特論	2	
	耐風工学特論	2	
	斜面減災工学特論	2	
	津波解析特論	2	
	地盤力学特論	2	
	応用水理学特論	2	
	鉄筋コンクリート工学特論	4	
	建設材料物性特論	2	
	リスクコミュニケーション	2	
	危機管理学	2	
	メンタルヘルスケア	2	
	防災危機管理実習	1	
	行政・企業のリスクマネジメント	2	

	事業継続計画（B C P）の策定と実践	2	
	行政・企業防災・危機管理実務演習	1	
	都市交通計画特論	2	
	建築計画学特論	2	
	都市・地域計画論	2	
	プロジェクトマネジメント	2	
	都市交通システム計画	2	
	都市地域情報システム	2	
	流域水管理工学	2	
	ミチゲーション工学	2	
	環境生態学特論	2	
	グリーンインフラ論	2	
	生産システム論	2	
	応用流体力学特論	2	
	材料強度学特論	2	
	燃焼工学	2	
	生産加工学	2	
	バイオメカニカルデザイン	2	
	バイオマテリアル	2	
	機械材料物性特論	2	
	計算力学特論	2	
	流体エネルギー変換工学	2	
	振動工学特論	2	
	材料工学	2	
	エネルギー環境工学	2	
	熱力学特論	2	
	分光計測学	2	
	ロボット工学特論	2	
	デジタル制御論	2	
	分子エネルギー遷移論	2	
	非破壊計測学	2	
	アクチュエータ理論	2	
	立体化学特論	2	
	有機化学特論	2	

高分子化学特論	2
物理化学特論	2
量子化学特論	2
分析・環境化学特論	2
物性化学特論	2
化学反応工学特論	2
分離工学特論	2
材料科学特論	2
電力工学特論	2
電磁環境特論	2
制御理論特論	2
高電圧工学特論	2
デジタル通信工学特論	2
光デバイス特論	2
ナノエレクトロニクス特論	2
回路工学特論	2
電子回路特論	2
電気機器応用システム特論	2
電力システム特論	2
制御応用工学特論	2
電子デバイス特論	2
デバイスプロセス特論	2
集積回路特論	2
プラズマ応用工学特論	2
光材料科学特論	2
半導体工学特論	2
生体工学特論	2
自律知能システム	2
複雑系システム工学特論	2
情報ネットワーク	2
情報セキュリティシステム論	2
画像応用工学	2
ヒューマン・センシング	2
自然言語理解	2
言語モデル論	2

	機械翻訳特論	2	
	マルチメディア工学	2	
	光物性工学	2	
	フォトニックデバイス	2	
	ナノ光計測工学	2	
	ナノ材料工学	2	
	光機能材料・光デバイス論 1	1	
	光機能材料・光デバイス論 2	1	
	ディスプレイ論	2	
	視覚情報処理	2	
	多元画像処理	2	
	光通信システム工学特論	2	
	フォトニックネットワーク	2	
	代数構造特論	2	
	力学系数理特論	2	
	離散数学特論	2	
	組合せ最適化特論	2	
	数式処理特論	2	
	幾何学特論	2	
	現象数理解析特論	2	
	整数論特論	2	
	非線形現象解析特論	2	
	確率計画法特論	2	
	函数方程式特論	2	
	量子科学基礎理論	2	
	宇宙素粒子科学特論	2	
	宇宙線計測学特論	2	
	量子物性物理学	2	
	超伝導物質科学	2	
	強相関物質科学	2	
	固体イオニクス	2	
	磁気共鳴科学	2	
	物性計測学	2	
	極限環境物性学	2	
	環境物理化学特論	2	

	グリーンケミストリー特論	2	
	有機機能性物質化学特論	2	
	環境無機化学特論	2	
	環境分析化学特論	2	
	有機合成化学特論	2	
	物質化学特論	2	
	有機金属化学特論	2	
	生物化学特論	2	
	発生情報科学特論	2	
	生命情報科学特論	2	
	集団遺伝学特論	2	
	構造地質学特論	2	
	環境・防災地質学特論	2	
	岩石・鉱物学特論	2	
	計算数理特論	2	
	応用代数特論	2	
	数理解析方法論	2	
	微分方程式特論	2	
	代数学特論	2	
	応用解析学特論	2	
	数学解析特論	2	
	課題解決型インターンシップ（M）	4	
生物資源学専攻	創薬学特論	2	
	細胞工学特論	2	
	生物化学工学特論	2	
	生体熱力学特論	2	
	生物物理化学特論	2	
	先端生命科学特論	2	
	環境生物学特論	2	
	再生医学特論	2	
	微生物工学特論	2	
	ケミカルバイオロジー特論	2	
	細胞情報学特論	2	
	微生物検査学特論	2	

	食安全学特論	2		
	酵素化学特論	2		
	応用微生物学特論	2		
	生体機能学特論	2		
	機能性食品学特論	2		
	栄養生化学特論	2		
	食品評価特論	2		
	分子組織代謝学特論	2		
	食品加工保藏特論	2		
	資源利用学特論	2		
	植物細胞工学特論	2		
	動物生殖工学特論	2		
	フィールド水圈生物学特論	2		
	畜産物利用学特論	2		
	植物保護学特論	2		
	森林代謝科学特論	2		
	分子発生生物学特論	2		
	生産システム制御工学特論	2		
	分子生態学特論	2		
	植物分子生物学特論	2		
	水産植物学特論	2		
	農場市場学特論	2		
	森林生物学特論	2		
	農業経済学特論	2		
学位論文指導科目		8		
臨床心理学特別演習		2		
臨床心理分野横断セミナー				

備考 授業科目欄の※印の授業科目は、専門科目のみの授業科目を示す。

### 理工学専攻

#### 授業科目及び単位数

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択	自由
研究科 研究科基盤教育科目	データサイエンス	2		
共通科 グローバル教育科目群	国際協力論		1	

目		グローバル社会文化論 グローバルコミュニケーションA グローバルコミュニケーションB グローバルコミュニケーションC	1 1 1 1	
イノベーション教育科目群		科学技術論A 科学技術論B 科学技術論C 科学技術論D 科学技術論E ビジネスモデル特論 デザイン思考演習	1 1 1 1 1 1 1	
理工学 専攻共 通科目		インターンシップ (M)	2	
所属基 盤コー ス専門 科目・ 教育ク ラスタ 一科目	社会基盤デザインコース	耐震工学特論 耐風工学特論 斜面減災工学特論 津波解析特論 地盤力学特論 応用水理学特論 鉄筋コンクリート工学特論 建設材料物性特論 リスクコミュニケーション 危機管理学 メンタルヘルスケア 防災危機管理実習 行政・企業のリスクマネジメント 事業継続計画（B C P）の策定と実 践 行政・企業防災・危機管理実務演習 都市交通計画特論 建築計画学特論 都市・地域計画論 プロジェクトマネジメント	2 2 2 2 2 2 4 2 2 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2	

	都市交通システム計画 都市地域情報システム 流域水管理工学 ミチゲーション工学 環境生態学特論 グリーンインフラ論	2 2 2 2 2 2	
機械科学コース	生産システム論 応用流体力学特論 材料強度学特論 燃焼工学 生産加工学 バイオメカニカルデザイン バイオマテリアル 機械材料物性特論 計算力学特論 流体エネルギー変換工学 振動工学特論 材料工学 エネルギー環境工学 熱力学特論 分光計測学 ロボット工学特論 デジタル制御論 分子エネルギー遷移論 非破壊計測学 アクチュエータ理論	2 2	
応用化学システムコース	立体化学特論 有機化学特論 高分子化学特論 物理化学特論 量子化学特論 分析・環境化学特論 物性化学特論 化学反応工学特論	2 2 2 2 2 2 2 2	

	分離工学特論	2	
	材料科学特論	2	
	化学環境工学特論 ※	2	
	科学技術コミュニケーション ※	2	
	物質合成化学特論 ※	1	
	物質機能化学特論 ※	1	
	化学プロセス工学特論 ※	1	
電気電子システムコース	電力工学特論	2	
	電磁環境特論	2	
	制御理論特論	2	
	高電圧工学特論	2	
	デジタル通信工学特論	2	
	光デバイス特論	2	
	ナノエレクトロニクス特論	2	
	回路工学特論	2	
	電子回路特論	2	
	電気機器応用システム特論	2	
	電力システム特論	2	
	制御応用工学特論	2	
	電子デバイス特論	2	
	デバイスプロセス特論	2	
	集積回路特論	2	
	プラズマ応用工学特論	2	
知能情報システムコース	光材料科学特論	2	
	半導体工学特論	2	
	生体工学特論	2	
	自律知能システム	2	
	複雑系システム工学特論	2	
	情報ネットワーク	2	
	情報セキュリティシステム論	2	
	画像応用工学	2	

	機械翻訳特論	2	
	マルチメディア工学	2	
光システムコース	光物性工学	2	
	フォトニックデバイス	2	
	ナノ光計測工学	2	
	ナノ材料工学	2	
	光結晶設計工学 ※	2	
	光機能材料・光デバイス論 1	1	
	光機能材料・光デバイス論 2	1	
	ディスプレイ論	2	
	視覚情報処理	2	
	多元画像処理	2	
	バーチャルリアリティ技術 ※	2	
	光通信システム工学特論	2	
	フォトニックネットワーク	2	
	光システム工学論 ※	1	
数理科学コース	代数構造特論	2	
	力学系数理特論	2	
	離散数学特論	2	
	組合せ最適化特論	2	
	数式処理特論	2	
	幾何学特論	2	
	現象数理解析特論	2	
	整数論特論	2	
	非線形現象解析特論	2	
	確率計画法特論	2	
	函数方程式特論	2	
自然科学コース	量子科学基礎理論	2	
	宇宙素粒子科学特論	2	
	宇宙線計測学特論	2	
	量子物性物理学	2	
	超伝導物質科学	2	
	強相関物質科学	2	
	固体イオニクス	2	

	磁気共鳴科学	2	
	物性計測学	2	
	極限環境物性学	2	
	環境物理化学特論	2	
	グリーンケミストリー特論	2	
	有機機能性物質化学特論	2	
	環境無機化学特論	2	
	環境分析化学特論	2	
	有機合成化学特論	2	
	物質化学特論	2	
	有機金属化学特論	2	
	生物化学特論	2	
	発生情報科学特論	2	
	生命情報科学特論	2	
	集団遺伝学特論	2	
	構造地質学特論	2	
	環境・防災地質学特論	2	
	岩石・鉱物学特論	2	
教育ク ラスタ 一科目	理物理学専攻	計算数理特論	2
		応用代数特論	2
		数理解析方法論	2
		微分方程式特論	2
		代数学特論	2
		応用解析学特論	2
		数学解析特論	2
		課題解決型インターンシップ（M）	4
地域創成専攻		地域計画学特論	2
		地域社会特論	2
		公共政策特論	2
		法律学特論	2
		経済学特論	2
		地域構造特論	2
		空間情報科学特論	2
		地域文化特論	2

	地域言語特論	2	
	日本歴史文化特論	2	
	アート表現特論	2	
	映像デザイン特論	2	
	空間デザイン特論	2	
	健康社会特論	2	
	応用生理学特論	2	
	福祉社会特論	2	
	行動科学	2	
	健康科学特論	2	
	健康心理学特論	2	
	グローバル社会特論	2	
	グローバル文化特論	2	
	国際関係特論	2	
	国際経済特論	2	
	応用倫理学特論	2	
	言語コミュニケーション特論	2	
	英語圏文化特論	2	
	英語圏歴史文化特論	2	
	ヨーロッパ文化特論	2	
	アジア文化特論	2	
	日本言語文化特論	2	
	日本文化特論	2	
臨床心理学専攻	認知心理学特論 学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開） 産業・労働分野に関する理論と支援の展開 家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践） 心の健康教育に関する理論と実践	2 2 2 2 2	
生物資源学専攻	創薬学特論 細胞工学特論	2 2	

生物化学工学特論	2
生体熱力学特論	2
生物物理化学特論	2
先端生命科学特論	2
環境生物学特論	2
再生医学特論	2
微生物工学特論	2
ケミカルバイオロジー特論	2
細胞情報学特論	2
微生物検査学特論	2
食安全学特論	2
酵素化学特論	2
応用微生物学特論	2
生体機能学特論	2
機能性食品学特論	2
栄養生化学特論	2
食品評価特論	2
分子組織代謝学特論	2
食品加工保藏特論	2
資源利用学特論	2
植物細胞工学特論	2
動物生殖工学特論	2
フィールド水圏生物学特論	2
畜産物利用学特論	2
植物保護学特論	2
森林代謝科学特論	2
分子発生生物学特論	2
生産システム制御工学特論	2
分子生態学特論	2
植物分子生物学特論	2
水産植物学特論	2
農業市場学特論	2
森林生物学特論	2
農業経済学特論	2

学位論文指導科目	理工学特別実習	4		
	社会基盤デザイン特別輪講	4		
	社会基盤デザイン特別研究	4		
	機械科学特別輪講	4		
	機械科学特別研究	4		
	応用化学システム特別輪講	4		
	応用化学システム特別研究	4		
	電気電子システム特別輪講	4		
	電気電子システム特別研究	4		
	知能情報システム特別輪講	4		
	知能情報システム特別研究	4		
	光システム特別輪講	4		
	光システム特別研究	4		
	数理科学特別輪講	4		
	数理科学特別研究	4		
	自然科学特別輪講	4		
	自然科学特別研究	4		

備考 授業科目欄の※印の授業科目は、所属基盤コース専門科目のみの授業科目を示す。

### 生物資源学専攻

#### 授業科目及び単位数

科目区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	自由
研究科 研究科基盤教育科目	データサイエンス	2		
共通科 目 グローバル教育科目群	国際協力論		1	
	グローバル社会文化論		1	
	グローバルコミュニケーションA		1	
	グローバルコミュニケーションB		1	
	グローバルコミュニケーションC		1	
イノベーション教育科目群	科学技術論A		1	
	科学技術論B		1	
	科学技術論C		1	
	科学技術論D		1	

		科学技術論E ビジネスモデル特論 デザイン思考演習	1 1 1		
専攻共通科目		生物資源学研究	4		
所属基盤コース専門科目・教育クラスタ 一科目	応用生命科学コース	創薬学特論	2		
		細胞工学特論	2		
		生物化学工学特論	2		
		生体熱力学特論	2		
		生物物理化学特論	2		
		先端生命科学特論	2		
		環境生物学特論	2		
		再生医学特論	2		
		微生物工学特論	2		
		ケミカルバイオロジー特論	2		
		細胞情報学特論	2		
		微生物検査学特論	2		
食料生物科学コース	応用生命科学特別実習　※ 応用生命科学特別講義　※	応用生命科学特別実習　※	1		
		応用生命科学特別講義　※	1		
		食安全学特論	2		
		酵素化学特論	2		
		応用微生物学特論	2		
		生体機能学特論	2		
		機能性食品学特論	2		
		栄養生化学特論	2		
		食品評価特論	2		
		分子組織代謝学特論	2		
生物生産科学コース	食料生物科学特別実習　※ 食料生物科学特別講義　※	食品加工保藏特論	2		
		資源利用学特論	2		
		食料生物科学特別実習　※	1		
		食料生物科学特別講義　※	1		
		植物細胞工学特論	2		
		動物生殖工学特論	2		
		フィールド水圈生物学特論	2		
		畜産物利用学特論	2		

		植物保護学特論	2	
		森林代謝科学特論	2	
		分子発生生物学特論	2	
		生産システム制御工学特論	2	
		分子生態学特論	2	
		植物分子生物学特論	2	
		水産植物学特論	2	
		農業市場学特論	2	
		森林生物学特論	2	
		発生生物学※	2	
		農業経済学特論	2	
		生物生産科学特別実習 ※	1	
		生物生産科学特別講義 ※	1	
教育クラス 一科目	地域創成専攻	地域計画学特論	2	
		地域社会特論	2	
		公共政策特論	2	
		法律学特論	2	
		経済学特論	2	
		地域構造特論	2	
		空間情報科学特論	2	
		地域文化特論	2	
		地域言語特論	2	
		日本歴史文化特論	2	
		アート表現特論	2	
		映像デザイン特論	2	
		空間デザイン特論	2	
		健康社会特論	2	
		応用生理学特論	2	
		福祉社会特論	2	
		行動科学	2	
		健康科学特論	2	
		健康心理学特論	2	
		グローバル社会特論	2	

	グローバル文化特論 国際関係特論 国際経済特論 応用倫理学特論 言語コミュニケーション特論 英語圏文化特論 英語圏歴史文化特論 ヨーロッパ文化特論 アジア文化特論 日本言語文化特論 日本文化特論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
臨床心理学専攻	認知心理学特論 学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開） 産業・労働分野に関する理論と支援の展開 家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践） 心の健康教育に関する理論と実践	2 2 2 2 2	
理工学専攻	耐震工学特論 耐風工学特論 斜面減災工学特論 津波解析特論 地盤力学特論 応用水理学特論 鉄筋コンクリート工学特論 建設材料物性特論 リスクコミュニケーション 危機管理学 メンタルヘルスケア 防災危機管理実習 行政・企業のリスクマネジメント 事業継続計画（B C P）の策定と実	2 2 2 2 2 2 4 2 2 2 2 1 2 2	

	実践		
	行政・企業防災・危機管理実務演習	1	
	都市交通計画特論	2	
	建築計画学特論	2	
	都市・地域計画論	2	
	プロジェクトマネジメント	2	
	都市交通システム計画	2	
	都市地域情報システム	2	
	流域水管理工学	2	
	ミチゲーション工学	2	
	環境生態学特論	2	
	グリーンインフラ論	2	
	生産システム論	2	
	応用流体力学特論	2	
	材料強度学特論	2	
	燃焼工学	2	
	生産加工学	2	
	バイオメカニカルデザイン	2	
	バイオマテリアル	2	
	機械材料物性特論	2	
	計算力学特論	2	
	流体エネルギー変換工学	2	
	振動工学特論	2	
	材料工学	2	
	エネルギー環境工学	2	
	熱力学特論	2	
	分光計測学	2	
	ロボット工学特論	2	
	デジタル制御論	2	
	分子エネルギー遷移論	2	
	非破壊計測学	2	
	アクチュエータ理論	2	
	立体化学特論	2	
	有機化学特論	2	

高分子化学特論	2
物理化学特論	2
量子化学特論	2
分析・環境化学特論	2
物性化学特論	2
化学反応工学特論	2
分離工学特論	2
材料科学特論	2
電力工学特論	2
電磁環境特論	2
制御理論特論	2
高電圧工学特論	2
デジタル通信工学特論	2
光デバイス特論	2
ナノエレクトロニクス特論	2
回路工学特論	2
電子回路特論	2
電気機器応用システム特論	2
電力システム特論	2
制御応用工学特論	2
電子デバイス特論	2
デバイスプロセス特論	2
集積回路特論	2
プラズマ応用工学特論	2
光材料科学特論	2
半導体工学特論	2
生体工学特論	2
自律知能システム	2
複雑系システム工学特論	2
情報ネットワーク	2
情報セキュリティシステム論	2
画像応用工学	2
ヒューマンセンシング	2
自然言語理解	2

言語モデル論	2
機械翻訳特論	2
マルチメディア工学	2
光物性工学	2
フォトニックデバイス	2
ナノ光計測工学	2
ナノ材料工学	2
光機能材料・光デバイス論1	1
光機能材料・光デバイス論2	1
ディスプレイ論	2
視覚情報処理	2
多元画像処理	2
光通信システム工学特論	2
フォトニックネットワーク	2
代数構造特論	2
力学系数理特論	2
離散数学特論	2
組合せ最適化特論	2
数式処理特論	2
幾何学特論	2
現象数理解析特論	2
整数論特論	2
非線形現象解析特論	2
確率計画法特論	2
函数方程式特論	2
量子科学基礎理論	2
宇宙素粒子科学特論	2
宇宙線計測学特論	2
量子物性物理学	2
超伝導物質科学	2
強相関物質科学	2
固体イオニクス	2
磁気共鳴科学	2
物性計測学	2

	極限環境物性学	2	
	環境物理化学特論	2	
	グリーンケミストリー特論	2	
	有機機能性物質化学特論	2	
	環境無機化学特論	2	
	環境分析化学特論	2	
	有機合成化学特論	2	
	物質化学特論	2	
	有機金属化学特論	2	
	生物化学特論	2	
	発生情報科学特論	2	
	生命情報科学特論	2	
	集団遺伝学特論	2	
	構造地質学特論	2	
	環境・防災地質学特論	2	
	岩石・鉱物学特論	2	
	計算数理特論	2	
	応用代数特論	2	
	数理解析方法論	2	
	微分方程式特論	2	
	代数学特論	2	
	応用解析学特論	2	
	数学解析特論	2	
	課題解決型インターンシップ（M）	4	
学位論文指導科目			
応用生命科学特別演習		4	
応用生命科学特別研究		4	
食料生物科学特別演習		4	
食料生物科学特別研究		4	
生物生産科学特別演習		4	
生物生産科学特別研究		4	

備考 授業科目欄の※印の授業科目は、所属基盤コース専門科目のみの授業科目を示す。

○徳島大学大学院教育部等教授会通則（案）

昭和39年4月10日

規則第132号制定

（趣旨）

第1条 この規則は、徳島大学大学院学則第32条第2項の規定に基づき、教育部及び創成科学研究科各専攻（以下「教育部等」という。）に置く教授会（以下「教授会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（審議事項等）

第2条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長並びに研究科長及び教育部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（組織）

第3条 教授会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 教育部等の長
- (2) 当該教育部等を担当する教授

2 教授会の組織には、当該教育部等において授業又は研究指導を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。

（議長）

第4条 教授会に議長を置き、教育部等の長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって教育部等の定める割合以上の構成員の出席がなければ、議事を開き、議決することができないとすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって教育部等の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(代議員会等)

第6条 教授会は、その定めるところにより、構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、教授会の議を経て教育部等の長が別に定める。

2 教育部等の長は、前項により定めたときは、学長に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和39年4月10日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

2 徳島大学大学院医学研究科委員会規則は、廃止する。

附 則（昭和43年1月19日規則第286号改正）

この改正規則は、昭和43年1月19日から施行する。

附 則（昭和44年4月25日規則第332号改正）

この規則は、昭和44年4月25日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年2月20日規則第513号改正）

この規則は、昭和51年2月20日から施行する。

附 則（平成4年4月17日規則第1067号改正）

この規則は、平成4年4月17日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第1135号改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月16日規則第1208号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月18日規則第1457号改正）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月20日規則第1830号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第68号改正）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 徳島大学大学院学則の一部を改正する規則（規則第1827号）附則第2項及び徳島大学大学院学則の一部を改正する規則（平成17年度規則第63号）附則第2項の規定により存続する各研究科に置かれる研究科委員会については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月16日規則第42号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第71号改正）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 徳島大学大学院学則の一部を改正する規則（平成20年度規則第65号）附則第2項の規定により存続する人間・自然環境研究科に置かれる研究科委員会については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月17日規則第43号改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和　　年　　月　　日から施行する。

徳島大学大学院教育部教授会通則（昭和39年規則第132号）新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>○徳島大学大学院<u>教育部等</u>教授会通則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、徳島大学大学院学則第32条第2項の規定に基づき、<u>教育部及び創成科学研究科各専攻</u>（以下「<u>教育部等</u>」という。）に置く教授会（以下「<u>教授会</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（審議事項等）</p> <p>第2条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、<u>学長並びに研究科長及び教育部長</u>（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 教授会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>教育部等の長</u> (2) 当該<u>教育部等</u>を担当する教授</p> <p>2 教授会の組織には、当該<u>教育部等</u>において授業又は研究指導を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。</p> <p>（議長）</p> <p>第4条 教授会に議長を置き、<u>教育部等の長</u>をもって充てる。</p> <p>2 議長は、教授会を招集する。</p> <p>3 (略)</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席</p>	<p>○徳島大学大学院<u>教育部</u>教授会通則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、徳島大学大学院学則第32条第2項の規定に基づき、<u>各教育部</u>に置く<u>教育部</u>教授会について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（審議事項等）</p> <p>第2条 <u>教育部</u>教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び<u>教育部</u>の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 <u>教育部</u>教授会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>教育部長</u> (2) 当該<u>教育部</u>を担当する教授</p> <p>2 <u>教育部</u>教授会の組織には、当該<u>教育部</u>において授業又は研究指導を担当する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。</p> <p>（議長）</p> <p>第4条 <u>教育部</u>教授会に議長を置き、<u>教育部長</u>をもって充てる。</p> <p>2 議長は、<u>教育部</u>教授会を招集する。</p> <p>3 (略)</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 <u>教育部</u>教授会は、構成員の半数以上</p>

がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって教育部等の定める割合以上の構成員の出席がなければ、議事を開き、議決することができないとすることができる。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって教育部等の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(代議員会等)

第6条 教授会は、その定めるところにより、構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

- 2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができます。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、教授会の議を経て教育部等の長が別に定める。

- 2 教育部等の長は、前項により定めたときは、学長に報告しなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって教育部の定める割合以上の構成員の出席がなければ、議事を開き、議決することができないとすることができる。

- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、半数以上であって教育部の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(代議員会等)

第6条 教育部教授会は、その定めるところにより、構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

- 2 教育部教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教育部教授会の議決とすることができます。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、教育部教授会について必要な事項は、教育部教授会の議を経て教育部長が別に定める。

- 2 教育部長は、前項により定めたときは、学長に報告しなければならない。

○徳島大学大学院創成科学研究科専攻教授会細則（案）

令和　年　月　日

大学院創成科学研究科長制定

（趣旨）

第1条 この細則は、徳島大学大学院研究科等教授会通則（以下「通則」という。）第7条第1項の規定に基づき、徳島大学大学院創成科学研究科（以下「研究科」という。）の各専攻に置く教授会（以下「専攻教授会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 各専攻に、次に掲げる専攻教授会を置く。

- (1) 地域創成専攻教授会
- (2) 臨床心理学専攻教授会
- (3) 理工学専攻教授会
- (4) 生物資源学専攻教授会

2 専攻教授会は、研究科の各専攻において授業又は研究指導を担当する専任の教授をもって組織する。

3 専攻教授会が必要と認めるときは、前項に掲げる以外の者を加えることができる。

（会議の開催日）

第3条 専攻教授会は、原則として、毎月（8月を除く。）第2木曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日とする。）に開催する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

（提案事項の提出）

第4条 専攻教授会に提案を希望する事項があるときは、開催日の3日前までに専攻長に提出するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

（開催通知）

第5条 議題は、開催日の2日前までに構成員に通知する。ただし、追加又は緊急を要する議題については、この限りでない。

（会議の記録）

第6条 議事は、すべてその要旨を記録しておくものとする。

（研究科代議員会）

第7条 研究科の円滑な運営を図るため、研究科に、通則第6条第1項に規定する研究科代議員会を置く。

2 専攻教授会は、研究科代議員会の議決をもって、専攻教授会の議決とする。

3 研究科代議員会について必要な事項は、研究科長が別に定める。

（議事及び運営の細目）

第8条 専攻教授会の議事及び運営の方法について、通則及びこの細則に規定されていない事項については、その都度専攻教授会において決定する。

（雑則）

第9条 この細則に定めるもののほか、専攻教授会について必要な事項は、専攻教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この細則は、令和 年 月 日から施行する。